結核の定期健康診断に係る規定

■感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）

（定期の健康診断）

第５３条の２ 　労働安全衛生法 （昭和４７年法律第５７号）第２条第３号 に規定する事業者（以下この章及び第１２章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が１年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第１２章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

２ 　保健所長は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。

３ 　市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第１項の健康診断の対象者以外の者であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

４ 　第１項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法 、学校保健安全法 （昭和３３年法律第５６号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第５３条の９の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。

５ 　第１項及び第３項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

（通報又は報告）

第５３条の７ 　健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第５３条の４又は第５３条の５の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

２ 　前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第５３条の２第４項の規定により同条第１項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。

■感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成１０年政令第４２０号）

（施設）

第１１条 　法第５３条の２第１項 の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

１ 　刑事施設

２ 　社会福祉法 （昭和２６年法律第４５号）第２条第２項第１号 及び第３号 から第６号 までに規定する施設

（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）

第１２条 　法第５３条の２第１項 の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項 の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

１ 　学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第２号に掲げる施設において業務に従事する者　毎年度

２ 　大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が１年未満のものを除く。）の学生又は生徒　入学した年度

３ 　前条第１号に掲げる施設に収容されている者　２０歳に達する日の属する年度以降において毎年度

４ 　前条第２号に掲げる施設に入所している者　６５歳に達する日の属する年度以降において毎年度

２ 　法第５３条の２第３項 の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項 の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

１ 　法第５３条の２第１項 の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。）　６５歳に達する日の属する年度以降において毎年度

２ 　市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者　市町村が定める定期

３ 　法第５３条の２第１項 及び第３項 の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。

１ 　第１項各号及び前項第１号の定期の健康診断にあっては、それぞれの定期において１回

２ 　前項第２号の定期の健康診断にあっては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

■社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）

（定義）

第２条 　この法律において「社会福祉事業」とは、第１種社会福祉事業及び第２種社会福祉事業をいう。

２ 　次に掲げる事業を第１種社会福祉事業とする。

１ 　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

２ 　（略）

３ 　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

４ 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

５ 　削除

６ 　売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

７ 　（略）

３、４（略）

■感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成１０年厚生省令第９９号）

（健康診断の方法）

第２７条の２ 　法第９章 の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

２ 　前項の規定は、法第１７条第１項 及び第２項 の規定によって行うべき結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。